

田邊町報

號 五 第

昭和五年一月十五日發行
 京都府綴喜郡田邊町大字
 田邊小字北川第三十番地
 編輯 西岡正延
 印刷 吉山市
 發行所 京都府綴喜郡田邊町役場

田邊町長 吉山 虎 三

輝しい新春をお迎へになりまして、皆様が至極御壯健でいらつしやる事をお喜び申上ます。

昨年來は緊縮々々で新聞、雑誌、或は講演或は活動寫眞等、機會ある毎に消費節約が高潮せられまして、皆様も夫々緊縮生活をなすつて居られる事と存じます。緊縮と言ふ事はまことに目下の重要事でありますが、然し乍ら只無暗に消費の節約をすると言ふだけでは、十分に其の意義が徹底しないと思ひます。

即ち消費の節約は一面に於て精神の緊張を伴ひ、積極的に能率の増進、生産の發展とならなければなりません。例へば夜は一時間長く働き、朝は一時早く起き、そうして家業に努めると言ふ風にして、始めて緊縮の眞意に適ふものと思ひます。而して之は無論皆様の御家庭に於きまして、それ／＼十分に御實行して居られる事と信するのであります。申迄もなく舉國緊縮は、多年の懸案たる、

金解禁決行の前提でありました。然るに永年に亘り國家並に國民經濟上の一禍根となつていた、金の輸出禁止は、愈々去る拾壹日を以て解かれまして、我々國民として國家永遠の福祉の爲、慶賀に堪へないのであります。

願れば歐州大戰に伴ふ自衛上の方策として大正六年九月、金の輸出禁止あつて以來、茲に拾有參年、政治的にも、經濟的にも幾多の波瀾を重ねしめ、經濟界の癌とも見るべき解禁問題がかくして平穩に解決を見得た事は、最も現政府の努力に負ふ所大なるわ申す迄もない事でありますが、一面には我々お互が舉國一致勤と儉との實行を期した結果であります。

而して此の解禁の斷行によつて、我經濟界が、正しき軌道の上に復し得たのであります。

今日迄の我經濟界は爲替は動搖して歸する所を知らず、事業界は不安の内に何等恒久の策を立つる事を得なかつたのであります。言わば砂の上に築かれた家であつて、茲に力強き建設を望む事は不可能でありました。乍併既に解禁の決したる今日よりは、不安と動搖

の憂のない固い岩石に變り得たのであります。扱て八ヶ間敷叫ばれてゐた、解禁問題は既に解決しましたが、此の不動の基礎の上に如何なる家が建設せらるゝか、來るべき問題であります。何を建てるかわ、我々お互の覺悟と努力如何によつて定まるものであります。からして、此の解禁を一轉機として強き意志と勇氣とを以て、更始一新の道に進まなければならぬと思ひます。

丁度解禁は宣戰の布告の様なもので、眞の戰は今後に來ることを覺悟せなければならぬのであります。戰鬪に於ても最も必要なるものは、意義であり積極的努力であると存じます。解禁すでになつた今日徒に國民が唯消極的になり、萬事に意義の沮喪して居る様な事は喜ぶべきことでないと思ひます。

不安は既に去つて基礎の固くなつた土台の上に、積極的に大建設の努力を盡さんとするに際し、私の皆様に希望したいことを申上げやうと思ひます。

先般も府下町村長會に於て長官の訓示に、國運の進展を圖らむとするには、どうしても地方自治の振興に力を致さなければならぬと言はれましたが、之は誠に其の通りでありまして、國家々々と、言つても國家は飛行船のやうに宙に浮かんで居るものではなく、壹萬貳千の市町村の柱の上につて居る棟木のやうなものであります。

を忘れぬやう
 國旗掲揚
 テ質素ニ

それ故に自己の屬する市町村をよくすることが、とりも直さず國家の爲めに盡す事になるのであります。愛町心が愛國心であるのであります。斯様な次第であります。其の當局における私の責任の重且つ大なることは、私の痛感する所でありまして、今後皆様と共に本町の自治政をより以上尊重し特に其の運営を公正ならしめ、専心町民の福祉増進を念として其の間一点の私心を狭むことなく、至公至平本町の向上發展、延ては國運の進展に微力ながら渾身の力を用ひて、進みまする覺悟であります。皆様に於かせられても、十二分にこの田邊町を愛され、從來より以上の御後援と御鞭撻をお願いする次第であります。

次に御報告を申し上げておきたいのは、

(一) 京都區裁判所田邊出張所の落成

であります。前報に申し上げて置きました如く、敷地は昨年五月上旬に河内街道に沿ふた土地に決定致しまして、爾來設計を急ぎ工事を進め建築委員諸君の熱心なる奉仕と、其の監督のよろしきを得まして、此處に建築も何等の支障なく完成し、昨冬中旬に目出定新廳舎に於て落成式を擧げ、自今本町外六ヶ村の町村民は、氣持のよい新廳舎で權利確保の便宜を得ると共に、取引上敏活を求むる事になつたのは御同慶の至りであります。

新廳舎の工費は五千圓余りで、木造平家建

總坪五拾坪余事務室、土藏、官舎、門柱等立派に出來上り、全く面目を一新した譯であります。次は

(二) 道路問題

道路問題で一番焦眉の急を要します。奈良電車の停車場道、即ち省線踏切より河内街道の起点に達する府道改修は、昨年六月の臨時府會と昨冬の通常府會に於て愈々總工費壹萬貳千圓の豫算を以て、改修される事に決定なりました。潰地の買収及地上物件の移轉も昨夏以來、委員諸君と共に持主と工營所との中間を斡旋致しまして、九分通り夫々承諾書に捺印がすみ、昨年末に建家の移轉通牒があつたのであります。

茲に一昨年來の希望が達せられ順序よく進めば、該工事も五年度に於て終了する見込らしいのです。

六年度に於ては、與戸區及薪區の入口府道の擴張で、これも經費の關係を余程考慮して、無理をせない程度に計畫を立てたいと思つております。次は

(三) 町村合併問題

國家並に府の方針として、自治の成績を十分に擧げる爲、戸數八百戸以下の小町村をなくする意向で、町村合併を奨励されて居る事は、皆様も御承知の事と存じます。

之は窮乏せる町村財政の救済並に、町村行政の圓滑を計る根本策として、出來得る限り

合併の實現に、努められつゝあるのであります。

全國町村税一戸當りが貳拾九圓四拾四錢であり、府下町村の平均が一戸當り參拾五圓參錢五厘(昭和貳年度調査)であり、いかに府下町村民の負擔が過重であるかを物語つて居ります。而して此の原因は我京都府下が小町村の多い結果であります。

此の問題は重大問題であり、今日焦眉の急を要すると言ふ問題でありません。けれども世運の進歩に伴ひまして、早晚適當の時機に解決せなければならぬ事であると信じますので、今の中より皆様の御考慮を煩しておきたいと思ひます。次は

(四) 區制廢止の問題であります。

本郡内に於きまして、未だ區制の在置してある町村は、乍遺憾我田邊町の外一ヶ村あるのみで他は皆撤廢されて居るのであります。本町は郡の中樞地でありまして、故に將來世運の向上進歩については、むしろ先鞭をつけべき筈であります。今日迄其の機熟さず、荏苒今に立至つておるのであります。本年は區會議員の改選期であり此機會に皆様の諒解を得て實現する事は、最も適當の時を得るものかと存じ、將來大田邊町を建設します上に、便宜のある事は勿論目前の事としましては、お互の負担すべき經費が減少する譯であります。

こゝでよく御了解を願ひたいのは、區制の

廢止は區の財産統一ではありません。唯區會を町會が代決するのみでありますから此点に誤解のない様々も希望致します。何れ其の内に機を見て區會議員諸君とも種々協議を進める心組であります。最後に、

(五) 時間尊重に關して

一言申して置きたいと存じます。教化總動

どうか各種の會合は勿論、各自の交渉や取引上にも時間を尊重して十分活動をなしお互の富を増すやう、御奮勵を願ひ度う存じます。

新しい年の明けたと共に、新しい目標に向ひ、全的努力を傾注して、それ／＼自分の職務を盡したるものと存じます。切に皆様の御自愛と御活動を御祈りいたしま

一月十五日發行田邊町報第五號中左記誤字訂正

本年一月十日舞鶴重砲兵大隊へ入隊された岡山卯一郎氏所川孝三氏の二名

中岡山卯一郎氏は印刷洩れに付左記加入す

五頁 二段 入營者中へ舞鶴重砲兵大隊へ岡山卯一郎加入

四頁 一段 登記所建築基礎工事入札落札者竹村諒三は竹村武治の誤

五頁 二段 七行目 (既日歸郷) は (即日歸郷) の誤

五頁 二段 表彰者中 竹村諒三は竹村諒一の誤

九頁 一段 一行目皆生産の蔭からハ皆生徒の蔭からの誤

十頁 二段 二十二行目 (一) 西瓜五十歩は五丁歩の誤

十頁 二段 二十二行目 (二) 採種反別三十歩は三丁歩の誤

選の

郎 吉 吉 吉 郎 郎

三 郎 吉 郎 吉

學務委員

北尾浪三郎 北川檜太郎
市川武平 西村與三次郎

陪審員候補者

片岡清三郎 西川正雄
西川小一郎

吏員の異動

昭和四年四月貳拾日就職

薪區長 喜多源吉

薪區長代理者 奥村久三

昭和四年五月七日就職

田邊區長代理者 木口喜平次

昭和四年七月十六日就職

河原區長 西口豊吉

河原區長代理者 小西龜吉

昭和五年一月十五日就職

興戶區長 北尾浪三郎

昭和四年十二月二十日

退職助役 南 由治郎

職員 の 異動

昭和四年十月二十四日任命

代用教員 杉山茂樹

昭和四年十月二十四日解職

代用教員 前田ハナ

昭和四年十二月二十五日赴任

薪駐任巡查 吉岡又治

廢止は區の財産統一ではありません。唯區會を町會が代決するのみでありますから此点に誤解のない様吳々も希望致します。何れ其の内に機を見て區會議員諸君とも種々協議を進める心組であります。最後に、

(五) 時間尊重に關して

一言申して置きたいと存じます。教化總動員に關する實行要目も相當數ありまするが全體としては、一時に多きを望んでも、却つて實効を期し難からうと考へられます。其の第一に掲げたる時間勵行、是は申合せ以來、從來の惡習がよほど矯正出來た様に見受けまが、未だ或る一部に於て實行が出來ない様に察せられます。此の事は全部が守る氣になりさへすれば、極なし易い事でありながら、さうでないと仲々實行の出來にくい事であります。此の出來ないのは全く時間の觀念に乏しい結果で、他人の財産權は相當尊重して、妄りに之を犯すやうな事はありませんが、時間の問題になると、全く別人の様で、他人の時間を奪つても少しも意に介しない風があり、其の爲人を訪問するにも豫め何の打合もなく突然押かけ雑談に長い時間を浪費して、先方の豫定を狂はせたり亦一旦人と時間の約束をして置き乍ら平氣で之を破つて、人の迷惑を何とも思はないと言ふ有様で、之が爲活動能率を減じ、國運の發展を妨げて居ることが何程か知れないのであります。

どうか各種の會合は勿論、各自の交渉や取引上にも時間を尊重して十分活動をなしお互の富を増すやう、御奮勵を願ひ度う存じます。

新しい年の明けたと共に、新しい目標に向ひ、全的努力を傾注して、それ／＼自分の職務を盡したるものと存じます。切に皆様の御自愛と御活動を御祈りいたします。

昭和四年四月二十五日當町々會議員改選の結果左の諸氏當選さる (議席順)

町會議員

- 中村 三三 北川 檜太郎
- 大崎 善次 北尾 浪三郎
- 市川 武平 加藤 種吉
- 北川 忠一郎 加藤 治郎吉
- 橋本 治哉 北川 重吉
- 北 纓龜太郎 香村 孝治郎

田邊町 草内村 隔離病舎組合會議員

町會議員互選の結果(イロハ順)

- 市川 武平 加藤 治郎吉
- 橋本 治哉 北川 忠一郎
- 大崎 善次 北川 重吉
- 加藤 種吉 北尾 浪三郎

本町會計検査員

- 北尾 浪三郎 中村 三三
- 香村 孝治郎

學務委員

- 北尾 浪三郎 北川 檜太郎
- 市川 武平 西村 與三太郎

陪審員候補者

- 片岡 清三郎 西川 正雄
- 西川 小一郎

吏員の異動

昭和四年四月貳拾日就職

- 薪區長 喜多源吉
- 薪區長代理者 奥村 久三

昭和四年五月七日就職

- 田邊區長代理者 木口 喜平次

昭和四年七月十六日就職

- 河原區長 西口 豊吉
- 河原區長代理者 小西 龜吉

昭和五年一月十五日就職

- 興戶區長 北尾 浪三郎

昭和四年十二月二十日

- 退職助役 南 由治郎

昭和四年十月二十四日任命

- 代用教員 杉山 茂樹

昭和四年十月二十四日解職

- 代用教員 前田 ハナ
- 薪駐任巡查 吉岡 又治

昭和四年十二月二十五日赴任



庶務

昭和四年四月十五日以降主ナル行事

四月二十五日 午前八時當町町會議員選舉ヲ行フ

四月三十日 府稅家屋稅本町配當額賦課方法ノ件ニテ町會開會

五月七日 町會開會

一、本町會計檢査員選舉ノ件

一、組合隔離病舎組合會議員選舉ノ件

一、大字與戶區長及 田邊區長代理者

推薦、辭任認定ノ件

七月三日 田邊町外六ヶ村組合登記所(京都

區裁判所田邊出張所)建築基礎工事入札

落札者 竹村諒三

七月六日 全上、關係町村長及當町建築委員

立會ノ上廳舎建築請負ノ入札

落札者 西川豊治

七月十五日 十六日町會開會

一、府道改修工事受益者負担金ニ代ハル

ベキ寄附金四年度ニ於テ寄附ノ件

一、府道改修工事受益者負担金ニ代ハルベキ寄附昭和五年度ニ於テ支出ノ件

一、本町第一回追加更正豫算ノ件
一、地方稅法律施行規則第二十四條ニヨル控除額決定ノ件

一、四年度本町特別稅戶數割賦課ノ件
一、大字河原區長及代理者、辭任、推薦決定ノ件

七月十九日 農業調查員辭令傳達式ヲ行フ
八月二十一日 京都區裁判所田邊出張所上棟式舉行

九月十七日 親和會綴喜郡支會主催一夜講習會ヲ田邊西念寺ニ於テ開催

三山木村、普賢寺村、草内村、田邊町、大住村、受講者六十名

九月三十日 本町町會開會

一、本町基本財産郵便貯金及學事基本財産郵便貯金ノ内ヨリ勸業債券購入ノ件

一、當町學務委員推薦決定ノ件

十月七日 元郡公會堂ニ於テ教化總動員公私

經濟緊縮大講演會開催

十月二十四日 本町小學校ニ於テ教化總動員

ニ關スル協議會開催

十月二十五日 所得調査員、全補欠員選舉ヲ行フ

十一月五日 本町陪審員候補者抽籤執行

十二月十四日 京都區裁判所田邊出張所廳舎

新築落成式舉行

十二月二十日 町會開會

一、本町有給助役辭任理由認定ノ件

自作農獎勵資金が借入
てきます

自作農獎勵のため府は極く低利な資金を貸付します。本町は其の資金を借入まして、自作農たらむとして耕地を購入せらるゝ方又は維持せむとする方に轉貸します。既に前三回に亘つて借入れました金額は貳萬貳千參百圓でこれを御希望の方々に貸付しました。今又八千圓を借入るゝ内定がありました故不日希望者に貸付が出来ます。

此の資金は皆様も既に御存知の如く年三歩と言ふ最も安い利子で、二十四ヶ年の間に年賦均等償還になつております。其の上、登録稅も要りません、不動産取得稅も免せられる特典があります故、奮つて御申込み下さい。然し左に掲ぐる所の資格を具備せねば貸付も出来ず、借入るゝ事が出来ません。

一、借受人は現に耕作に従事し自作田、畑の經營を持續し得る見込ある者。

二、借受人は購入せんとする土地が、小作地である場合は其の土地の小作人なること、但し購入に付き其の土地の小作人の同意を得たるもの、

三、購入せむとする土地の購入價格は、一段歩に付、田は凡そ六百圓、畑は凡そ參百圓以内なること、

四、購入又は維持せんとする土地は、其の上自作の障害となるべき權利、及抵

當權の存在せぬ事、

五、購入又は維持せんとする土地の価格は四千圓を超えないこと、

但し現に田、畑を所有するものは、其の土地と購入せんとする土地の価格とを合せて四千圓を超えないこと、

六、貸付金額は一世帯に付四千圓以内とし土地の購入價格又は土地抵當債務額以内とす、

七、借受人は簡易生命保險加入者であること、

此の外借受の手續とか借入後の方法其の他萬般に亘つて御不安の点は、當役場に御出で下されば、總而御了解得る様御説明申し上げます。最後に御希望者は一日も早く御申込み願ひます。若し借入金限度に滿つる申込みが出來ます曉は斷然申込の受付を致しません。

兵事

昨昭和四年十一月六日田邊棚倉孫神社に於て田邊町、草内村、三山木村、普賢寺村聯合尙武會主催昭和四年度入營報告祭並に退營軍人表彰式舉行されました。

入營者及表彰者左記の通りです。

入營者

第二十師團歩兵第七十七聯隊へ 河村 助 三
輜重兵第十六大隊へ 太田 壽 一

輜重兵第十六大隊へ	村田 善二
歩兵第九聯隊へ	井辻 甚造
野砲兵第二十二聯隊へ	西野 正夫
全	角田 敏夫
輜重兵第十六大隊へ	西村 利夫
全	中村 孝一
全 但シ(既日歸郷)	西川 要太郎
舞鶴重砲兵大隊へ	所川 孝三
吳海兵團へ	三宅 藤造

表彰者

豫備役陸軍工兵上等看護卒	竹村 諒三
全 輜重兵上等兵	北尾 秋三
全 砲兵上等兵	西村 己之助
全 砲兵一等卒	西川 貞二
全 輜重兵一等卒	西川 久三
後備役陸軍歩兵上等兵	北川 義夫

海軍志願兵検査

來る一月二十八日相樂郡木津町公會堂に於て海軍志願兵の検査が執行されます。

將來ある帝國軍人として志しを立てんとする青年は奮つて志願して下さい。志願書は検査の當日迄に町役場を経由して、府知事宛に提出せばよいのでありますが、成可早い方が宜敷、志願者は役場へ來て下されば詳細説明して手續を致します。

徴兵検査

本年度の徴兵適齡者は、明治四十二年十二月二日より、同四十三年十二月一日迄の間に於て、出生された方です。

適齡屆はその戸主よりそれ／＼手續をされたでせうが、手續未済の方は至急本籍地の役場へ届出を下さい。若し本籍地外へ寄留されて居つて寄留地で受檢せんと思ふ御方は、一月三十一日迄に寄留地受檢願を、寄留地の町村役場へ行つて手續しなさい遅くなると許されんことがあります。

衛生に關する件

昭和四年度左記傳染病患者を隔離病舎に收容す。

一、昭和四年四月十一日チフテリヤ患者發生 全日午后四時隔離病舎に收容午後五時死亡

一、昭和四年七月一日午后九時チフテリヤ患者發生、全日午后十時隔離病舎に收容、全七月九日全治退院。

一、昭和四年十月五日午后七時腸チブス患者發生、全日午后十時隔離病舎に收容、全年十一月十四日全癒退院

一、昭和四年十二月十一日午后九時チフテリヤ患者發生、患者病体重態に付き明十二日早朝に收容を延期し、十二日午前七時隔離病舎に收容す。全月十五日午后十一時死亡

謹んで新春を奉賀する

○農業調査に就き御知らせ

昨年九月一日現在により、
内閣訓令第一號農業調査施行細則に依り、全
國田、畑、耕地面積の調査施行さるゝに當り
本町の耕地面積調査の結果並に調査員は左の
如し

左記

- 第一區調査員 桐山利一
- 第二區調査員 西川清次
- 第三區調査員 大崎真一
- 第四區調査員 村田岩太郎
- 第五區調査員 高村幸太郎
- 調査主任 太田太一

田畑耕地總面積

四百貳拾五町參反四畝貳拾七步

(自作田、畑)

貳百參拾五町四反參畝貳拾壹步

(小作田、畑)

壹百八拾九町九反壹畝〇六步

田、總面積

參百拾八町八反九畝拾壹步

(自作田、)

壹百五拾六町四反〇畝參步

(小作田、)

壹百六拾貳町四反九畝〇八步

畑、總面積

壹百六町四反五畝拾六步

(自作畑、)
七拾九町參畝拾八步
(小作畑、)

貳拾七町四反壹畝貳拾八步

以上の内畑に於て普通畑、樹木灌木栽培畑、
桑畑、茶畑、果樹畑、其の他の畑に區分す
ること左の如し。

普通畑總面積

拾九町壹反四畝拾貳步

(自作) 拾壹町九反壹畝拾五步

(小作) 七町貳反貳畝貳拾七步

樹木灌木栽培畑總面積

八拾七町參反壹畝〇四步

(自作) 六拾七町壹反貳畝〇參步

(小作) 貳拾町壹反九畝壹步

桑畑、總面積

貳拾町九反〇畝壹步

(自作) 拾參町七反壹畝貳拾步

(小作) 七町壹反八畝拾壹步

茶畑、總面積

貳拾町壹反六畝〇參步

(自作) 拾五町七反八畝貳拾四步

(小作) 四町參反七畝〇九步

果樹畑、總面積

貳拾參町八反五畝拾壹步

(自作) 貳拾町五反六畝貳拾五步

(小作) 參町貳反八畝拾六步

其の他の畑、總面積

貳拾貳町參反九畝拾九步
(自作) 拾七町〇四畝貳拾四步
(小作) 五町參反四畝貳拾五步



稅務

◎金錢貸付業に就て

一、抵當權を設定して金錢の貸付をせらるゝ
とき府は金錢貸付業として營業稅を課稅
して居ります。然るにこれが抵當權抹消
の際役場へ廢業の御届出無之爲に、往々
課稅を繼續することありて、後日廢業の
申出ある場合は月割還付の手續を要する
とか種々の厄介が生じて、お互に迷惑を
致すことあり今後斯る節は是非證據書類
を具し廢業の申出相成様御注意申上ます
納稅の成績は數年前と比し追年良好を示して
おります此皆様と共に御同慶の至りです。昭
和參年度分に對して徵收延期を爲した分無之
昭和四年度に於て昨拾貳月末現在の滞納額を
見まするに町稅調定額貳萬六千九百九圓拾參
錢の内約一割強の未納數字が現はれておりま
す年度出納閉鎖期も近づきました何卒未納者
は手數を要さず御納め下さい。

◎ 荷車輪帶幅に就て

荷車の輪帶幅は道路取締令第十二條の規定を大正十年一月一日より施行せられしも今回上司よりの通牒有之昭和五年一月一日より該規定を斷然適用せらるゝに付從來御使用の鐵幅を左の通り改造被成度右御通知迄

一、牛馬は三寸五分以上に改める事

但し四輪車は其前輪を後輪の二分の一迄縮少することを得

一、馬車は三寸以上に改める事

但し四輪車は其前輪を後輪の二分の一迄縮少することを得

一、大車は二寸以上に改める事

荷臺面積は十八平方尺以上のもの

一、甲小車は従前の通り

荷臺面積は十八平方尺未満のもの

◎ 雑 事

氏名標札揭示方ノ件

一、京都府令第百十七號住居ノ地番並ニ氏名

標札揭示方ノ件左ノ通り定メラレタリ

第一條 一戸ヲ構フル者及一戸ヲ構ヘズト雖

成年以上ノ男子ハ別記様式第一號又ハ第

二號ニ依リ住居ノ地番並ニ氏名ヲ記シタ

ル標札ヲ住居ノ門戸又ハ出入口ニ掲クベシ

第二條 事務所、營業所等ニ於テハ前條ノ規定ニ準ジ其ノ名稱商號等ヲ記シタル標札ヲ掲クベシ

附 則

本令ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス本令施行ノ際現ニ標札ヲ掲グルモノハ本令ノ様式ニ適合セザルモ當分ノ内其ノ標札ニ代フルコトヲ得

別 記

様式第一號(住居ノ地番ト氏名ヲ併記スル

場合)

一五センチ米以上(約五寸以上)

何市(町村)何區何町(字)番地

何 某

上以米チンセ六、四(上以寸二約)

様式(第二號住居ノ地番ト氏名トヲ別記ス

ル場合)

一五センチ米以上(約五寸以上)

何市(町村)何區何町(字)何番地

上以米チンセ五、四(上以分五寸一約)

一五センチ米以上(約五寸)

何 某

上以米チンセ五、四(上以分五寸一約)

注 意

一、同一地番内ニ於テ更ニ區分アルトキハ之ヲ記載スベシ

二、標札ノ地質ハ木、石、陶器又ハ金屬ノ類トス

三、書体ハ可成楷書ヲ用フベシ

四、文字鮮明ヲ缺クニ至リタルトキハ之ヲ改ムベシ

五、様式第一號及第二號共同居者連記スルコトヲ得

編輯室より

前助役南氏に惜別の辭を贈る

曆を重ねさせらるゝこと拾有參回氏は本町の爲自治行政に盡粹さる。實に文字通りの生字引なりしに今回神に仕へ奉らるる御身の献心的神への奉仕が爲突如顯職を辭されしは氏の早くより御希望と御計劃が機熟せる時やむを得ぬ今日の日を迎へしならん。

然りこれ神のみ御識らし召して編輯子の知る能はざるがため今更惜別の情感慨無量なり。されど氏の御計劃を祝福するも益々氏をして御健に眞に神の御子としての意義あらしめられと御祈り申さん。

◎教化總動員に關して

舊臘拾貳月貳拾四日當町小學校に於て各種團體の方々に御足勞を得て教化總動員に關する實行協議會を開催致しました。

實行事項左の如し

一、日常生活に關する事項

イ、時間勵行を期すること

ロ、集會には必ず出席すること

但し不得止場合は届出づること

一、敬神崇祖に關する事項

イ、毎月一日各戸可成氏神菩提所に參拜のこと

こと

ロ、神社の祭典には各戸必ず參拜のこと

ハ、祖先の命日には必ず祖先を祀ること

一、國家的行事に關する事項

イ、祝祭日には必ず國旗を掲揚すること

ロ、四大節には拜賀式に參列すること

一、婚禮に關する事項

イ、結婚費用を節約すること

ロ、結婚の衣裳見せを全廢すること

一、葬式に關する事項

イ、香奠は親族間に限ること

ロ、葬式には可成酒を用ひざること

ハ、區内の葬式には可成會葬すること

一、軍人入退營に關する事項

イ、餞別は親族間に限ること

ロ、入退營の披露宴は成るべく質素にする

事

ハ、入退營の送迎には各戸必ず參列すること

と

一、贈答に關する事項

イ、中元歳暮の贈答は全廢の事

ロ、旅行見舞を全廢のこと

一、服裝に關する事項

イ、女子の集會服裝は可成質素にする事

一、其他の事項

イ、納税は期日に完納すること

ロ、擧町一致貯金を勵行すること

◎御老人さまに

老ゆる御歳の羨ましく、いとも御壯健に新年をお迎へ遊ばされまして御芽出度う存じます今年もほの暖くなりました小春日に本年七拾歳以上の御老人様を御招き申し上げる敬老會のよき日も近づきました。

いづれ以前御しらせ致しますが何卒この寒さに十分御體を御大切に遊ばされ御待ち居り下さい。

一 畝 一 片 田 吾 作

◎農家の寶 牛、牛、牛、

田邊町の牛の數、百六十三頭で丁度一人前の農家三軒に一頭の割合であるが、俗に云ふ九牛と云つて一軒で一頭飼つて居る方もあるが、これでは到底不足で、急に百頭位は何んとかして増加せなくてはならない。九牛の農家はそれだけ年中通じて牛飼育に働かなければならないが、その報酬として田はよく肥へて、所謂生涯の土の力が有つて、金肥を大いに助けてくれる、かりに、牛の飼育者の田畑と、牛の飼育なき田とを比較して考へるに、何人もその事實には反對することは出来ないのである。幸にして農家の大切な牛の飼育者は、酷寒、嚴冬の牛舎の保温と、厩肥の出、藁シビ入其他に充分の注意を拂はれ來る温き春の若草を以つて、思ふ存分肥育さるゝの御準備を願ふ。

田邊校生徒も農産增收に助力

(是非生徒に讀まして下さい)

生徒が間接に田邊町農業に力を盡すことは今更ら申し上げることはありません。稻のズイムシ取り、ケキリ、オンゴロ、野ネズミ去年中もネズミ 壹萬匹以上、ケキリ五千

匹余、オンゴロ百五十匹皆生産の蔭からの助けです。米、豆、其他の收穫の増収はあづかつて力が多いです。



農村の「疲弊」と田邊の農業

京都府農林技手 太田源吾

農村の「疲弊」とは何を物語つて居るのかと云ふと、經濟上の御互の、喰込みに、引出、借金と云ふ様な現象だと思ふので、

喰込み、引出、借金、

尙進んで行つては、そこに見にくい逃亡、犯罪、やがて往生といふ様な風になると、疲弊を通り越して「荒廢」といふ字になる。

逃亡 犯罪 往生

今かりに田邊町は農業上觀察して、荒廢の聲までは餘程遠いが、疲弊は己に彼處。此處に起つて居るのであることは御互同志で克くはかつて居ることで、荒廢に到らない。今、今、何か工夫を構せなければならぬのである。

「入を計つて出を制せよ」は徳川時代の經濟

上の思想として居りましたが、今日は多少難んで。

「出を計つて入を増せよ」でなければならぬ、即農業生産に使用する經費は充分に出を計らなければならぬ、その反面に収入高はウント増加するの工夫を考へなければならぬ御互の支出が

- 一、生活費 貳百圓
- 二、家業費 參百圓

計 五百圓也

と假定したならば、収入はこれ以上に擧げなければならぬと云ふ事になり。

- 一、農産収入 六百圓
- 二、其他 參百圓

計 九百圓也

斯うなると、差引四百圓也を増すことになるのである。

◇大垣市神戸町に、竹中祐二と云ふ農家があつて、本年三十四才で、十七才の時に父をなした、當時はぞくに云ふ水呑百姓と。

云はるゝ程の赤貧洗ふが様であつたが、然るに、精神一到何事か成らざらんと決心して奮闘した。

先づ農會にたのみ、試験場に依頼して、昔と異つた經營方面や販賣其他の事に就いて相談、親しく研究を續け一意専心農業のために働いた。

「成せば成る成さねば成らぬ何事も

成らぬは己が成さぬなりけれ」、とて

時勢にならつたといふべきか、努力は遂ひに運命を開いて來た。今日では一町二反歩の土地を所有するやうになつて、どんな年でも壹千圓餘は残すと云つて居る、勿論單順な米作でなく果樹、園藝、副業と種々工夫を重ねて經營して居るからであるが、同地方では先年來、小作爭議の渦が卷いてあつたが、自分は決して無理を願出することはない、と。

「生産の富は永久に無限である」。と確信!! 金解禁、緊縮、節約で収入の道は少なくなつてブル／＼慄へてゐる事業家が在るに。竹中君は唯一の資本である土地から取れる富は「緊縮にあらず、節約にあらず」

「生産増加、収入増加」と富の無限を雄辯に物語る、倉庫(土地)を耕作して、不景氣を知らない。……

附近の農家は皆何れも農業者の手本として特に青年諸君は一生懸命に習つて居ると、御互は、喰込んで、貯金を引出し、次に借金を來ては遂には疲弊し、相互が疲弊すれば、我郷土田邊町の農業疲弊と事ふ事になるのである。今奮發一番、以つて竹中君の様な力の有る農業者となりたものである。

我田邊町にも竹中君の様な農業者も多々在りますが、考へ起こし見て農業成功者を手本として。

生産増加、農業貯蓄、土地購入、収入増加、貯金、貯金、

へと進めば、農業本位の本町は生産増加の

ため、有福になる事と確信し、今都會との利便も有り、愈々天の恵み、地の恵みに好遇して、青年諸兄の力強き努力を期待するのである。(終り)

報 雜



町農會だより

△ 福井縣副業共進會 本町花卉組合より、百合、チュリップ、ヒヤシンス出品す、四等賞に入賞す。

△ 畜牛品評會 昨秋開催せし、第四回牛品評會は出品頭數五拾九頭入賞拾九名、特別賞に北尾正夫氏、壹等賞に小西惣太郎、木村國松、山村千松、貳等賞に片岡音松外四名、參等賞、西川久吉外九名。

△ 稻作視察 昨秋稻作視察として滋賀縣犬上郡龜山村實收七石五合穫りの若林善右衛門氏を視察に本町より七拾參名試作地に視察して大いに益する所多くなり。

△ 果樹視察 富有柿視察として奈良縣柳本別所又一氏の經營柿園を視察實地に就きて研究をなす。

△ 稻作立毛審査 去十二月全町稻作田各個別に、二隊に別れ、農會各役員、郡農會、本會技手立會ひ數千点に就き、稻作立毛の審査をなす。各々山田、本

田、水田別に採点す。本月下旬審査確定二月中旬に成績を公開する豫定。米七石五合實收講演會、若林氏增收講演會は二月中旬本町にて開催豫定。

△ 田邊實農會稻作研究田去一月十五日に稻作研究田賞狀授與式舉行、審査の要点は一、田地等級？

二、肥料配合と金肥の多少？
三、增收穫？
四、米品質？

前年の成績にかんがみ、本年の成績は何れも各會員の餘程な研究が事實に表はれて居ることは、全會が餘程有意氣な催をせる目的に一致して居る事と將來益々研究繼續さるゝことを祈る。

△ 興戸區の農業 全區は最近數名の努力家によつて、現在の農業經營では行詰りで、經營上に大改革を叫ばれて着々實現して行く事は、全區のため慶賀に堪へません、今試みに一二の例を述べば。

- (一) 西瓜、五十歩、(二) 採種反別、三十歩
 - (三) 柿苗植込、一丁歩(四) 桑苗七千本購入
 - (五) 開墾、荒廢、地開墾二丁歩
- 今後荒廢畑地の整理をさるれば、或は藪に果樹園(梅、桃、杏、柿)になるならば五年後には驚くべき生産の富が出來て、不景氣は他所の風にすることが容易であらう、兎に角努力を以つて

△ 農業の行詰りを打開せなければならぬ新田邊西瓜栽培 前年本町西瓜は京都西瓜の代表として市場に最高價を保持して、市民に歓迎された事は出荷者各位の御承知の通りで、今年の作付豫想實に拾數丁歩で、之れが統一、販賣に就いては今から頭を悶て居るので、

二月早々協議會を開いて種々方針を確定して生産者各位の期待に添ふ様に努めたい、第一肥料と味の問題では是非共同で西瓜の味付け肥へを購入したいと存じて居ります。精々意氣込んで御研究下さる事を御期待します。

△ 米は旭 本町栽培の品種の四割迄旭で今各區別に見るに

- 一、興戸區 八割五分(旭)
 - 二、薪區 六割(旭)
 - 三、田邊區 四割(旭)
 - 四、河原區 一割(旭)
- 品質別では興戸區第一等、河原區の旭栽培少なきは土質の關係上神力にて相當の成績を收めて居るからである。米價は興戸區最高で神力の多き區程低いこれは米消費者側の市民の口から取引者にと次から次へと傳る價値が定めることで詮方ない。吾々は是非共旭多收穫方法を實現せなければならぬ、丁度吾々が丸、高島、物産館へと買物を選ぶのと同様か？

教化總動員の本義

時間勵行